

就学ハンドブック

尾道の特別支援教育

～子供達一人一人が輝くために～



© 尾道市中学校リーダー研修会

令和6年4月

尾道市教育委員会

目次

1. はじめに	2
2. 就学に関する1年間のスケジュール	5
3. 就学に関する相談等について	7
(1) 教育相談について	7
(2) 尾道市教育委員会「就学相談」について	11
(3) 学校見学について	18
4. 就学先と各学級の主な学習内容について	19
(1) 特別支援学級の学習内容	21
① 自閉症・情緒障害特別支援学級	24
② 知的障害特別支援学級	25
(2) 通級指導教室の学習内容	26
(3) 特別支援学校	30
5. 中学校卒業後の進路先について	36
6. 資料 就学基準について	39
7. 資料 個別の教育支援計画、指導計画の様式について	41
8. 参考資料(学校関係者向け)	46
9. 就学に関するよくある質問 Q&A	49

1.はじめに

とくべつ し えんきょういく しょうがい じ どうせい と どう じりつ しゃかいさん か はか
特別支援教育は、障害のある児童生徒等の自立や社会参加を図るた
め、ひとりひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障
害による生活上の困難を改善・克服するよう、適切な指導や必要な支援を
おこな
行うものです。

あたらし はじ がっこうせいかつ こども も ちから さいだいげん の じしん も
新しく始まる学校生活で、子供が、持てる力を最大限伸ばし、自信を持
って過ごせるようにするためには、子供の状態をしっかりとつかみ、適切な
支援が受けられる教育の場を考えていくことが大切です。

とくべつ し えん ひつよう じ どうせい と まな ば じつげん む
そこで、特別な支援が必要な児童生徒にあった学びの場の実現に向けて、
えん しょ がっこう ほ ごしゃ れんけい はか どう さく
園・所や学校と保護者が連携を図ることができるよう、当ハンドブックを作
せい
成しました。

とう ほんにん あ まな ば じつげん てじゆん ちゆう
当ハンドブックには、本人に合った学びの場を実現するための手順や中
がっこうそつぎょうご しんろとう しめ こども しゃかいてき じりつ ひび きょう
学校卒業後の進路等を示し、子供の社会的自立をイメージし、日々の教
いくかつどう すす
育活動を進めていただけるようにしています。

みな ぎもん
皆さんの疑問に
おのにゃんがお答えします。





いま^{なや}悩まれているのは、どのようなことですか？

こども ^{はったつ} ^き
子供の発達^きが気になっている

いちど ^{だれ} ^{そうだん}
一度誰かに相談^{そうだん}してみたい



7ページからの「^{きょういく} ^{そうだん}教育相談^{そうだん}について」を^{らん}ご覧ください。

^{がっこう} ^{とくべつ} ^{しえん} ^{きょういく} ^う
学校^{がっこう}で特別^{とくべつ}支援^{しえん}教育^{きょういく}を受けるにはどうしたらいいの？



11ページからの「^{おのみち} ^{しきょう} ^{いく} ^い ^{いん} ^{かい} ^{しゅうがく} ^{そうだん}
尾道市教育委員会「就学^{しゅうがく}相談^{そうだん}」について」
を^{らん}ご覧ください。

^{てつづ} ^{なが} ^し
手続き^{てつづ}の流れ^{なが}が知りたいの^しけど



5ページからの「^{しゅうがく} ^{かん} ^{ねんかん}
就学^{しゅうがく}に関する^{かん}1年間^{ねんかん}のスケジュール」を^{らん}
ご覧ください。

がっこう 学校の^しことについて知りたい

どんな^{まな}学びの^ば場があるの？



19ページからの「^{しゅうがくさき}就学先と^{かくがっきゅう}各学級の^{おも}主な^{がくしゅうないよう}学習内容について」を^{らん}ご覧ください。

がっこう けんがく 学校を見学^{けんがく}したいときはどうすればいいの？



18ページの「^{がっこうけんがく}学校見学について」を^{らん}ご覧ください。

ちゅうがっこう そつぎょう 中学校を卒業したらどうなるの？



36ページからの「^{ちゅうがっこうそつぎょうご}中学校卒業後の^{しんろさき}進路先について」を^{らん}ご覧ください。

2. 就学に関する1年間のスケジュール

就学に関する1年間のスケジュールの概要です。次年度に1年生となる

年長児だけではなく、年少や年中等からの早めの相談も可能です。各項

目の詳細については、該当のページをご確認ください。

4月

各園・所、学校への相談
(7ページ)

子供の就学に関して、心配なことを園・所、学校に相談します。

学校見学(随時可能)
(18ページ)

学校見学を希望する場合は、見学希望の学校へ個別に直接連絡をしてください。
療育施設に通っている場合は、療育施設の職員の方に「学校見学がしたいです。」と相談してください。

4月
～5月

尾道市教育委員会
「就学相談」の申込み
(11ページ)

次年度、特別支援学級や通級指導教室への入級や特別支援学校への入学を希望する場合は、就学相談票により、園・所、学校を通して、尾道市教育委員会「就学相談」の申込みをします。
就学相談票の様式については、12ページをご覧ください。

6月

就学相談の日程の確認
(17ページ)

園・所の先生方から、教育委員会から通知された就学相談の日程を確認してください。

7月～
10月

就学相談の実施
(17ページ)

連絡があった日時・場所で、個別の「就学相談」をします。必要に応じて、園・所の先生方も一緒に出席してもらうことができます。

特別支援学校への入学を希望する場合は、尾道市教育委員会「就学相談」と合わせて、遅くとも10月上旬までに園・所、学校を通して、特別支援学校へ教育相談の申込みをする必要があります。(32ページ)

7月～

教育支援委員会の審議
に必要な書類の提出(13
ページ)

教育支援委員会の審議に必要な書類を、園・所、学校へ提出します。必要な書類が全て揃った段階で審議となります。書類は、教育支援委員会の審議する回の3週間前までに教育委員会へ届く必要がありますので、早めに園・所、学校へ提出してください。

9月

第1回教育支援委員会
(13ページ)

10月

第2回教育支援委員会
(13ページ)

11月

第3回教育支援委員会
(13ページ)

保護者が特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校への就学を希望した場合、就学相談でお聞きした内容等をもとに、専門家が次年度の就学について話し合います。基本的には一人1回の審議ですが、内容によっては複数回に継続して審議することもあります。教育支援委員会の審議の検討結果は、回毎に、園・所、学校から保護者に伝えられます。

10月
中旬

市からの通知の受取

尾道市教育委員会から、市内に住民票のある年長児の全家庭に「就学時健康診断」「学校選択制度」の案内を個別に通知します。

11月
下旬

学校選択制度の申込
(50ページ)

学校選択の希望がある場合は、申込みをします。住所地の学校の特別支援学級に入級する場合は、手続きの必要はありません。

1月

入学通知書の受取

尾道市教育委員会から通知します。1月末から2月の間に各学校で実施される入学説明会に参加してください。

2月

特別支援学校の
入学通知書の受取

広島県教育委員会から個別に通知されます。

4月

入学式、始業式

※入学後も、子供の成長に応じて、就学先、学びの場を見直します。

3. 就学に関する相談等について

(1) 教育相談について

教育相談は、就学に向けての相談や発達に関する相談の総称です。

お子様の様子で気になることはありませんか？

○聞こえや言葉の遅れが気になる。

- ・言葉が少ない。
- ・名前を呼んでも振り向かない。
- ・発音がはっきりしない。



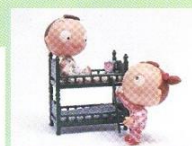
○学習面の遅れが気になる。

- ・計算が苦手である。
- ・読み書きが苦手である。
- ・言われたことを理解しにくい。



○行動面・運動面が気になる。

- ・落ち着きがない。
- ・じっとしてられない。
- ・歩行等の動きがぎこちない。
- ・衝動的な行動がある。
- ・はさみを使うなどの細かい作業が苦手。



○友達や周りの人との関わり方が気になる。

- ・一人遊びが多い。
- ・友達と関わろうとしない。
- ・友達の遊びに興味を示さない。
- ・大きな集団の中で活動することが苦手。
- ・一方的に話し続けることがある。
- ・ルールやマナーが守れない。



○情緒の安定が気になる。

- ・友達とのトラブルが多い。
- ・注意がなかなか聞き入れられない。
- ・思ったことをすぐ口にしてしまう。
- ・園・所、学校に行きたがらない。
- ・新しい場面にうまく対応できない。



○衣服の着脱・排泄・睡眠・食事の偏食などが気になる。

出典「リーフレット 尾道の特別支援教育～子供達一人一人が輝くために～」

こども はったつ き ば あい なに と く
Q1 子供の発達が気になる場合、何から取り組めばよいですか？



しょうがっこうにゆうがくじ しゅうだんせいかつ お つ
小学校入学時に、集団生活がうまくできるのか、落ち着
がくしゅう ほか こども はったつ おそ
いて学習できるのか、他の子供より発達が遅いのではな
とう こども き ば あい こども
いか等、子供のことで気になることがあった場合、子供の
じょうたい あ てきせつ まな ば かんが ば きょういくそうだん
状態に合った適切な学びの場を 考える場が教育相談で
す。

えん しょ そうだん なや ひとり かか
まずは、園・所に相談をしてください。悩みを一人で抱え
そう き そうだん ひつよう おう
ず、できるだけ早期に相談をしてください。必要に応じて、
おのみち し きょういくし えんほうもんそうだんいんどう せんもんか はなし き きかい
尾道市教育支援訪問相談員等の専門家の話を聞く機会
せってい ふ あん そうだん
を設定することもできます。不安なことを相談しながらより
しゅうがくさき けんとう
よい就学先を検討していきましょう。

だれ そうだん
Q2 誰に相談したらいいのですか？



① 子供の発達の状態が気になる場合、はじめは、通ってい

る園・所の先生に相談しましょう。専門的なアドバイスを

受りたい場合は、かかりつけの医師、療育施設の職員、

東部こども家庭センターの職員、尾道市教育支援訪問

相談員等に相談をしましょう。

② 小中学校の特別支援学級や特別支援学校の情報、

小中学校の特別支援学級等への入級の方法等、就

学に関することを知りたい場合は、尾道市教育委員会

の特別支援教育担当者等に相談をしましょう。

11ページからの「尾道市教育委員会「就学相談」につ
いて」もご覧ください。

③ 入学を予定している小中学校の情報を知りたい場合

は、各学校の特別支援教育コーディネーターや管理職

(校長、教頭)に相談をしましょう。

気になることや心配なことがあれば、まずはご相談ください。

就学前の健康診査、相談について

- ・健康診査、相談は子供の健康状態や成長を確認できます。
- ・子育てに関する情報や気がかりなことが相談できます。
- ・以前住んでいた市町村で、健診を受けられなかった人で、尾道市の健診を希望する場合は、次のところに問い合わせてください。

健康推進課

- ・総合福祉センター内 (0848) 24-1960
- ・因島総合支所内 (0845) 22-0123
- 御調保健福祉センター (0848) 76-2235



早い時期での適切な対応が子供の可能性を伸ばします。

【1歳6カ月児】健康診査

身体測定、内科・歯科診察、歯科・栄養・育児相談があります。

対象年齢児に、個別通知します。(地域により多少実施時期が異なります。)

【3歳児】健康診査

身体測定、内科・歯科診察、尿検査、歯科・栄養・育児相談があります。

対象年齢児に、個別通知します。(地域により多少実施時期が異なります。)

【5歳児】相談

小児科の医師や心理士・保健師等が相談に応じます。(市内の幼稚園・保育所に通っている場合は、園・所からご案内します。)

特別支援学校とは・・・

子供の障害の状態から、障害種別に応じた**専門的な教育**を受けることができる学校です。

一人一人の実態に応じた弾力的な教育課程を編成しています。

- ・尾道特別支援学校 (0848) 22-5248
- ・尾道特別支援学校 しまなみ分校 (0845) 24-1822
- ・沼隈特別支援学校 (084) 988-0888
- ・福山特別支援学校 (084) 951-1513



特別支援学級等の就学先を決めるにあたっては、園・所、学校の先生方等と相談しながら、一人一人のお子様の状態に応じて適切な就学先を決定します。

質問や不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

児童発達支援センター

- ・あづみ園 (0848) 20-7887
- ・第3あづみ園 (0848) 38-7472
- ・向島あづみ園 (0848) 38-1815
- ・あいあい (0848) 40-0073
- ・親子教室あいあい (0848) 56-0405

問い合わせ先

尾道市教育委員会 教育指導課

〒722-8501 尾道市久保二丁目21番12号

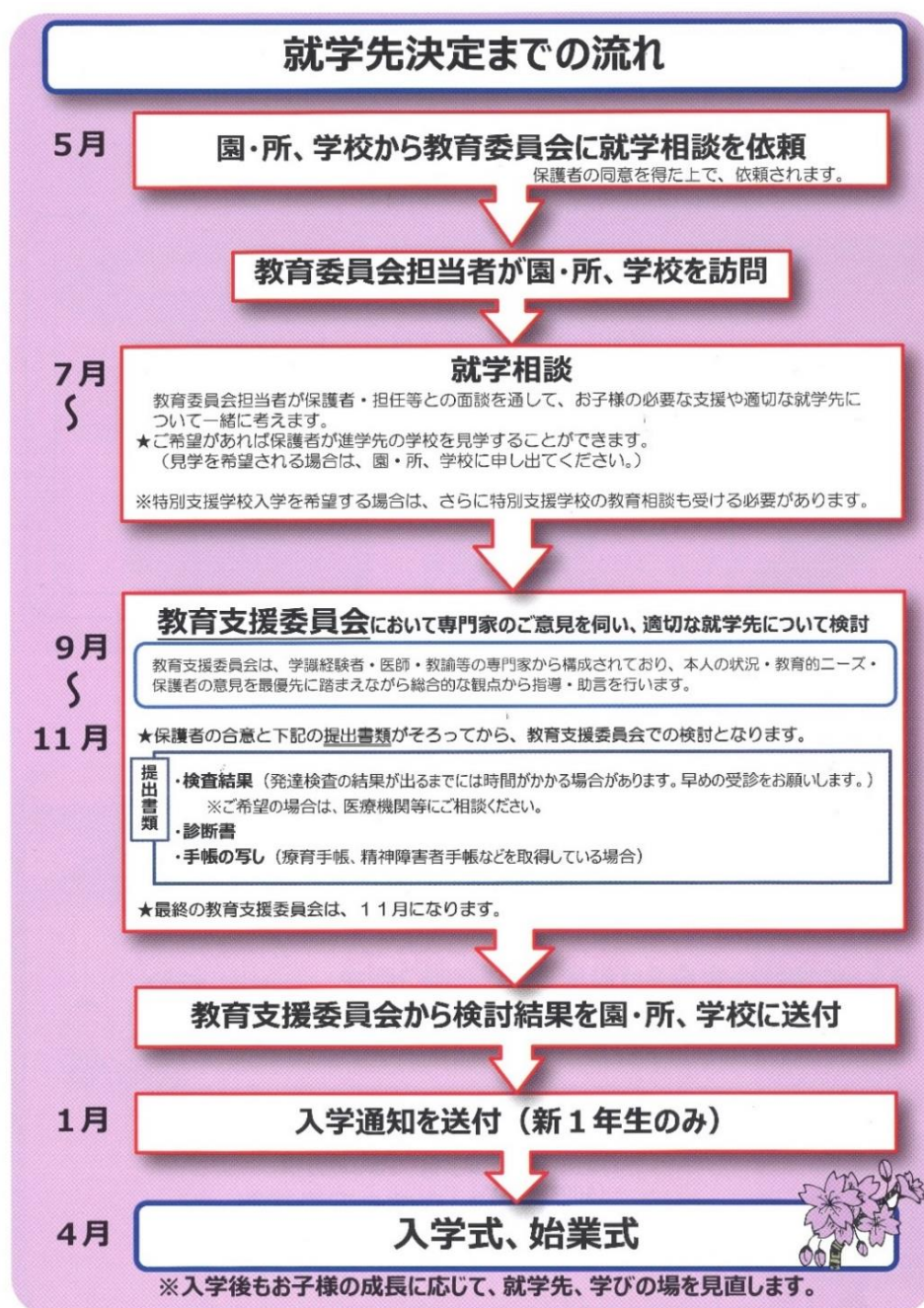
TEL 0848-20-7455 FAX 0848-37-3004

Eメール: ed-shidou@city.onomichi.hiroshima.jp

しゅってん おのみち とくべつ し えんきょうい く こどもたちひとりひとり かかや
出典「リーフレット 尾道の特別支援教育～子供達一人一人が輝くために～」

おのみち しきょういく いんかい しゅうがくそうだん (2) 尾道市教育委員会「就学相談」について

じねんど とくべつ しえんがっきゅう つうきゅう し どうきょうしつ にゅうきゅう とくべつ しえんがっこう
 次年度、特別支援学級や通級指導教室への入級や特別支援学校
 にゅうがく きぼう ばあい しゅうがくそうだんひょう えん しょ がっこう とお
 への入学を希望する場合は、就学相談票により、園・所、学校を通して、
 おのみち しきょういく いんかい しゅうがくそうだん もうしこ
 尾道市教育委員会「就学相談」の申込みをします。



しゅってん おのみち とくべつ しえんきょういく こどもたちひとりひとり かかや
 出典「リーフレット 尾道の特別支援教育～子供達一人一人が輝くために～」

就学相談票

ふりがな			□男	□女
氏名				
生年月日	平成	年	月	日
住所	〒 _____ 尾道市			
連絡先	□ 自宅：		□ 携帯：	
			【続柄： _____】	
通学区域	小学校			
所属園・所	歳児クラス			
療育機関 利用	□ 無 □ 有：			
相談機関	□ 無 □ 有：			
かかりつけ医	□ 無 □ 有 医療機関名： 受診頻度： 次回受診予定：			
手帳	□ 無 □ 有： □ 身体障害者手帳（ _____ 級） □ 療育手帳（ _____ ） □ 精神障害者保健福祉手帳（ _____ 級） 交付日： _____ 更新予定： _____			
検討している 就学先	□ 特別支援学校 □ 特別支援学級 □ 通常学級 □ 通級指導教室			

尾道市教育委員会 宛

就学相談の申し込みをするにあたり、教育支援委員会の審議を受け、判断を仰ぐことを希望します。

また、必要に応じて教育委員会が医療機関・療育機関等と情報共有することや作成された資料を学校等と共有することを承諾します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____

受付番号		担当	
------	--	----	--

おのみちし きょういくし えん いんかい しょうがい じょうたい こども ほ ごしゃ いけん きょう
尾道市「教育支援委員会」とは、障害の状態、子供・保護者の意見、教
いくがく い がく しん り がくとう せんもんてきけん ち いけん がっこう ち いき じょうきょうとう
育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を
ふ そうごうてき かんてん しゅうがくさき けんとう かい ぎ
踏まえた総合的な観点から就学先を検討する会議の事です。

おのみちし ねん かいていど がつ がつ がつ じっし こうせいいん
尾道市では、年3回程度(9月、10月、11月)実施をしており、構成員は
しょうに か い し とくべつし えんがっこう こうちようせんせいとう ほ ごしゃ しゅっせき
小児科の医師、特別支援学校の校長先生等です(保護者は出席しませ
ん)。相談に応じた就学に関わる内容を1件1件協議します。

しん ぎ ひつよう ていしゅつしよるい けん さ けつ か しんだんしよ てちよう うつ りよう
審議に必要な提出書類は、①検査結果、②診断書、③手帳の写し(療
いく てちようとう しゅとく ばあい
育手帳等を取得している場合)です。

ほ ごしゃ おも おのみちし きょういく い いんかい しゅうがくそうだん ないよう こども えん しよ
保護者の思いや尾道市教育委員会「就学相談」の内容、子供の園・所
がっこう ようすとう しん ぎ きほんてき ひとり かい しん ぎ
や学校での様子等をもとに審議をします。基本的には一人1回の審議です
が、内容によっては複数回に継続して審議することもあります。

きょういく い いんかい いけん じねんど しゅうがくさき けってい ご
教育委員会はその意見をもとに、次年度の就学先を決定します。その後、
けんとうけつ か えん しよ がっこう そうふ
検討結果を、園・所、学校へ送付します。

Q3 いつまでに、就学先を決めればいいのか？



入学する前年度の10月には、決める必要があります。

11月で教育支援委員会が終了します。これは、12月には、次年度の学級数や先生の配置を決めなくてはならないためです。保護者の方は、「入学前までに、入級を決めればいいのか」と考えられる方もおられますが、実際には、前年度の12月の時点で、次年度のことが動いていきます。早めに就学先の検討をお願いします。

Q4 発達検査とは何ですか？



子ども ちのう いちそくめん とら はったつ ようす すう
子供を「知能」という一側面から捉え、発達の様子が数
ち はんえい すうち こども とくい
値に反映されるものです。その数値から子供の得意なところ、
にがて し
苦手なところを知ることができます。

こども も かだい げんいん しえん しどう ぐたいてき ほうこう
子供の持つ課題の原因や、支援・指導の具体的な方向
せい かんが さい ひと しりょう やくだ
性を考えていく際の一つの資料として役立てることがで
きます。

けんさ しゅるい たなか けんさ けんさ しん
検査の種類として、田中ビネー検査、WISC-V検査、新
ばん しきはったつけんさ どう
版K式発達検査2020等があります。

かず しりょう なか ひと けんさ けっか
あくまで、数ある資料の中の一つであり、検査結果のみ
こども しゅうがくさき はんだん
で子供の就学先を判断することはありません。

ほ ごしゃ かた りょうしょう え ばあい はったつけんさ どう
保護者の方の了承を得られた場合は、発達検査等の
けっか しゅうがくさき がっこう ていきょう かつよう
結果を、就学先の学校へ提供し、活用することができます。
ていきょう こじんじょうほう せきになん かんり
す。提供された個人情報、責任をもって管理します。

おのみちし きょういくし えん いんかい しんぎ しよるい ひつよう
Q5 尾道市「教育支援委員会」で審議するために書類が必要な
はなぜですか？



はったつけん さ しんだんけつ か どう はったつ よう す きゃっかんてき はあく
発達検査や診断結果等は、発達の様子を客観的に把握
し、こども す子供の過ごしやすい学習環境をがくしゅうかんきょう かんが考えたり、こども ひつよう子供に必要な
し えん はいりよ ぐ たいてき ていあん ひつよう支援や配慮を具体的に提案したりするために必要です。
えん しょ がっこう つう きょういく いんかい しよるい ていきよう
園・所、学校を通じて、教育委員会へ書類を提供してくだ
さい。

おのみち しきょういく いんかい しゅうがくそうだん ほ ごしゃめんだん おこな
Q6 尾道市教育委員会「就学相談」の保護者面談はどこで行わ
れますか？



おのみち しきょういく いんかい しゅうがくそうだん ほ ごしゃめんだん かいじょう
尾道市教育委員会「就学相談」の保護者面談の会場
は、以下のようになっています。

にっぺい かいじょう えん しょ とお し
※日程・会場は、園・所を通してお知らせします。

へいこうつうえん ばあい りょういくしせつ おこな
※並行通園の場合は、療育施設で行います。

しょうがっこう ちゅうがっこう めんだん がっこう おこな
※小学校・中学校の面談は、学校で行います。

えん しょ かよ ようじ
園・所に通っている幼児

りょういくしせつ かよ ようじ
療育施設に通っている幼児



す ちいき
お住まいの地域の
こうきょうしせつ
公共施設

かくりょういくしせつ
各療育施設

・ あいあい

・ あづみ園

(カンファレンス)

・ 「ゼノ」こばと園

とう
等

(3) 学校見学について

通常学級の様子や、特別支援学級や通級指導教室の様子、特別支援学校の様子を知りたい場合は、実際に学校に行ってみることができ、見学を希望する場合は、保護者の方が見学希望の学校へ個別に直接連絡をしてください。療育施設に通っている場合は、療育施設の職員の方に「学校見学がしたいです。」と相談してください。園・所長から、見学先希望の校長に連携を取り、見学の日時を調整します。

教育相談や、学校見学を通して、子供の様子や保護者の方の思いを園・所や学校に伝え、共に子供の成長について考えていくことが、よりよい就学につながります。

Q7 学校見学は、何のためにするのですか？

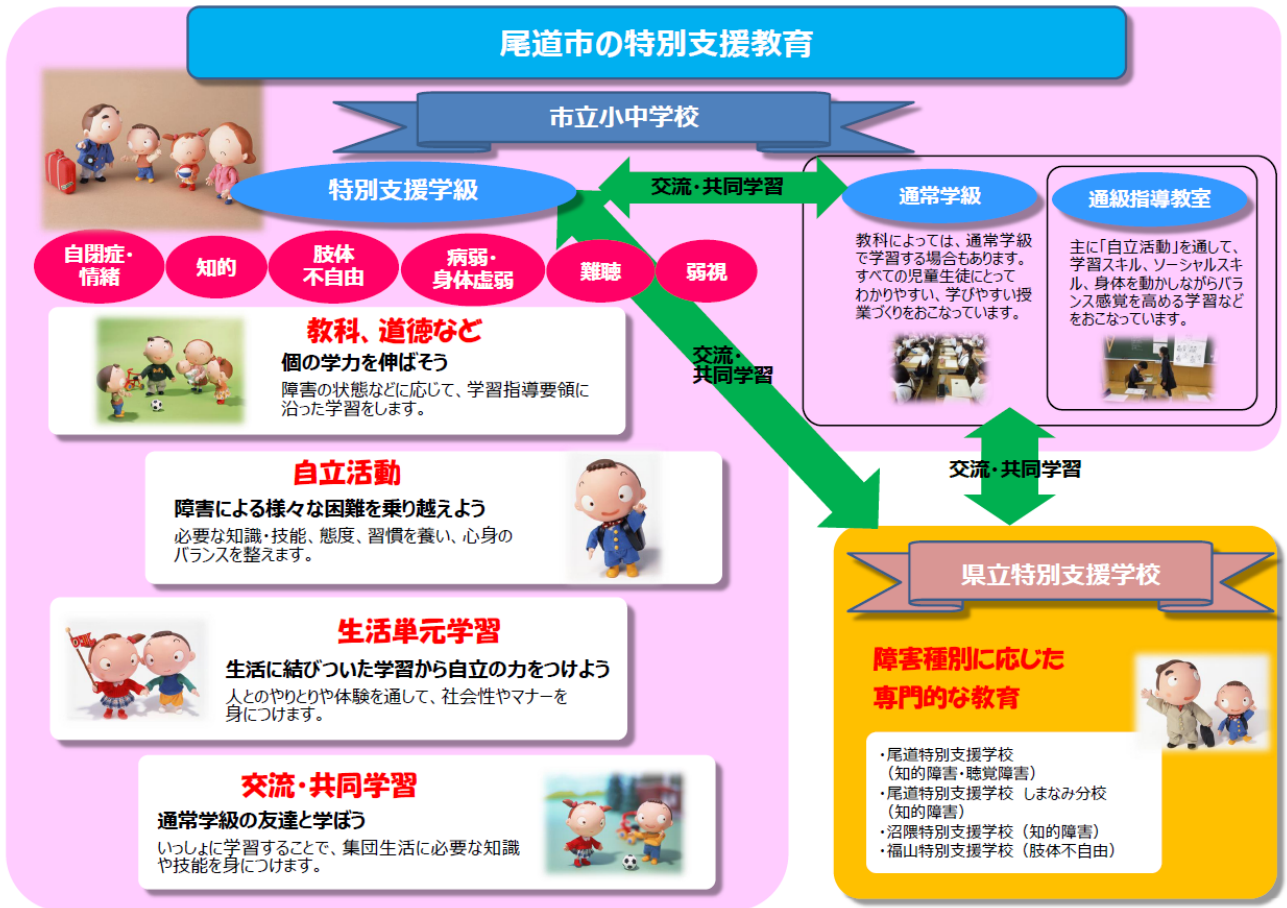


学校や学級の雰囲気、学習の様子等を実際に見て、入学または進級後の子供の成長をイメージすることは、子供の可能性を伸ばす上で大切なことです。「見学に行き、子供の実態と学校の様子を知ることができ、ちょっと見通しが持てた。」という保護者の方からの感想等もあります。安心してご相談ください。積極的に学校見学をしてください。

4. 就学先と各学級の主な学習内容について

学校では、子供の可能性や能力を伸ばすために、様々な教育活動が行われています。尾道市立の小中学校では、特別な支援が必要な児童生徒のために、「特別支援学級」が設置されています。また、通常学級においても児童生徒の困り感等に配慮しながら、指導の工夫や、「通級指導教室」による教育的支援を行っています。

また、支援を必要とする児童生徒、一人一人に必要な教育的ニーズを正確に把握し、長期的な支援にたって幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成しています(様式については41～45ページをご覧ください)。学校・保護者・関係機関等が連携し、支援に関する必要な情報の共有を図ったり、就学、進学、就労等の時に円滑に引き継いだりします。個人情報保護の観点から、このこと以外には使用しません。



しゅってん おのみち とくべつ し えんきょうい く こどもたちひとりひとり かがや
出典「リーフレット 尾道の特別支援教育～子供達一人一人が輝くために～」

とくべつ し えんがっきょう せっち おのみち し りつしょうちゅうがっこう いちらん おのみち し
特別支援学級が設置されている尾道市立小中学校の一覧を尾道市ホームページに掲載しています。リンク先の特別支援のコーナーからご覧になれます。

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/life/10/44/>



とくべつ し えんがっきゅう がくしゅうないよう (1) 特別支援学級の学習内容

とくべつ し えんがっきゅう かくしゅうがっこう ちゅうがっこう しょうがい じょうたい おう せっち
特別支援学級とは、各小学校・中学校に障害の状態に応じて設置さ
れる少人数の学級です。1学級の児童生徒数は8名までで、子供一人
ひとり おう きょういく おこな ふくすう がくねん おな ざいせき
一人に応じた教育を行います。複数の学年が同じクラスに在籍している
ばあい ばあい じかん じゅぎょう ないよう くふう
場合もあります。その場合も、1時間の授業を、内容によって工夫しなが
らそれぞれの学年について指導しています。

じ へいしょう じょうちよしょうがい ち てきしょうがい したいふ じ ゆう びょうじゃく しんたいきよじゃく なんちよう
自閉症・情緒障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、
じゃくし どう しょうがいしゅべつ
弱視等の障害種別があります。

ち いき がっこう せっち ち いき ともだち こうりゅうがくしゅう とお
地域の学校に設置されるため、地域の友達と交流学習を通して、つな
がりを深められます。また、教科の指導について専門的に指導することが
ふか きょうか し どう せんもんてき し どう
でき、言葉や数字の理解を進めることができます。

とくべつ し えんがっきゅう しょうがっこう ちゅうがっこう がくしゅう し どうようりょう そ きょういく
特別支援学級では、小学校・中学校の学習指導要領に沿った教育
とくべつ し えんがっこう がくしゅう し どうようりょう さんこう きょういくとう こども とくせい
や特別支援学校の学習指導要領を参考にした教育等、子供の特性に
あ きょういく か てい へんせい
合わせた教育課程が編成できるようになっています。

Q8 自立活動とは何ですか？



障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を
図るために必要な態度や習慣等を育て、心身の調和的発達の基盤を
培うことを目的にして、全ての特別支援学級で行います。

自立活動は、個々の実態が異なるため、一人一人の目標を設定し
て行います。つまり、同じ活動を行っていても、個々の目標は異なる
場合もあるということです。

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』に
は、6区分27項目で指導内容が示されており、実態把握から具体的
な指導内容を設定するようになっています。

例えば、畑でとれたさつまいもを調理する活動を行ったとしても、
Aくんは、自分からなかなか友達に声がかかけられないので、自分から
友達に働きかけができるようにすることを目標に、この活動を行
います。Bくんは、必要な動作がスムーズにできるように身体の動きを目
標に、また、Cさんは、人間関係の形成やコミュニケーションの能力を
育成することを目標に、というように、個々の課題に応じて目標を設
定して行います。

こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう なん
Q9 交流及び共同学習とは何ですか？



こ こ じったい あ おな がくねん つうじょうがっきゅう こうりゅうきゅう
個々の実態に合わせて、同じ学年の通常学級（交流級）
がくしゅう じ かん せってい たと おんがく たいいく ず が こう
での学習の時間を設定します。例えば、音楽や体育、図画工
さく じ かんどう こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう じ かん せってい
作の時間等は交流及び共同学習の時間として設定します。
とくべつ し えんがっきゅう つうじょうがっきゅう じ どうせい と かつどう とも
特別支援学級と通常学級の児童生徒が活動を共にし、
そう ご ふ あ つう ゆた にんげんせい はぐく こ
相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことや、個に
おう きょう か どう たっせい けい かくてき おこな
応じた教科等のねらいが達成できるように計画的に行いま
す。
め やす しゅう はんぶん い じょう とくべつ し えんがっきゅう まな
ただし、目安として、週の半分以上は特別支援学級で学
びます。

つぎ じ へいしょう じょうちよしょうがいとくべつ し えんがっきゅう ち てきしょうがい
次のページからは、①自閉症・情緒障害特別支援学級と、②知的障害

とくべつ し えんがっきゅう しょうかい
特別支援学級について紹介します。

① 自閉症・情緒障害特別支援学級

定員は1学級8名で、基本的には、通常の学級と同じ教科書を使用します。担任は1名で、必要に応じて特別支援教育支援員が配置されます。

Q10 どのようなことを学習するのですか？



自閉症・情緒障害特別支援学級では、原則、当該学年の教科書を使用して学んでいきます。

学習する内容は同じでも、学ぶ方法を見童生徒一人一人の実態に合わせて工夫していきます。見通しが持てるように学習の流れを提示したり、算数の問題では、1マスごとに区切られたスペースにブロックを並べられるようにしたり、個に応じて支援を工夫します。

通常学級よりも人数が少ないため、前に出て具体物进行操作する回数も多く設定することができます。具体的な操作活動を通して身につくことはとても多く、1年生については特にその傾向があります。じつと座って授業を受けることが難しい子供にとっても、席を離れて黒板の前で操作することで、再び集中することができる場合もあります。

②知的障害特別支援学級

定員は1学級8名で、各教科の目標・内容を、下学年の目標・内容に変えたり、特別支援学校(知的障害)の各教科の目標・内容に変えたりして、児童生徒の実態に応じた教科書を使用するとともに、生活単元学習や作業学習等の「領域・教科を合わせた指導」をすることができます。

担任は1名で、必要に応じて特別支援教育支援員が配置されます。

Q11 どのようなことを学習するのですか？



「領域・教科を合わせた指導」とは、教科の枠を超えて、理解しやすい実際の具体的な場面を設定し、指導していく指導形態のことです。

例えば、自己紹介をする、質問をする、説明をする等の国語の学習と、数を数える、合わせる、お金の計算等の算数の学習の内容を合わせて、魚釣りゲームをする等のように具体的な体験を通して学びます。

また、見通しを持ちにくい場合は、より実物に近い教具を使用し、事前に練習する等、実態に応じた学習を進めます。

つうきゅう し どうきょうしつ がくしゅうないよう (2) 通級指導教室の学習内容

つうじょうがっきゅう ざいせき じゅぎょう がっきゅう う してい
通常学級に在籍し、ほとんどの授業をその学級で受けながら、指定さ
れた時間じ かんに、別の教室べつ きょうしつ（通級指導教室つうきゅう し どうきょうしつ）に移動い どうし、子供一人一人こどもひとりひとりに応じ
た教育きょういく おこなを行います。

おのみち し げんざい しょうがっこう たか す しょうがっこう むかいひがししょうがっこう いんほくしょう
尾道市には現在、4つの小学校（高須小学校、向 東 小学校、因北小
学校、瀬戸田小学校）に通級指導教室つうきゅう し どうきょうしつがあります。全ての学校すべ がっこうにはありま
せんが、通級指導教室つうきゅう し どうきょうしつが開設かいせつされている学校がっこうへ通うかよことができます（その
場合ばあい ほ ごしゃ かた、保護者そうげいの方ひつようによる送迎そうげいが必要です）。

たいしょう じ どう げん ご しょうがい じ へいしやう じやうちょうしょうがい じゃくし なんちやう がくしゅうしょうがい
対象児童は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（L
D）、注意欠陥多動性障害ちゆう い けっかん た どうせいしょうがい（ADHD）等の障害とう しょうがいがある児童じ どうです。

しゅう じ かんてい ど じ かん つうきゅう し どうきょうしつ まな ほか がっこう つう
週に1～2時間程度の時間しゅうを通級指導教室じ かんで学びます。他の学校つうの通
級指導教室きゅう し どうきょうしつへ通うかよ場合は、送迎ばあいの負担そうげいも考慮ふ たんし、月2回こうりよ、隔週つき かいで2時間かくしゅうず
つじ かんというような設定せっていをして指導し どうを受けている場合うもあります。
ばあい

Q12 どのようなことを^{がくしゅう}学習するのですか？



こども じりつ めざ しょうがい こんなん かいぜん こくふく じょう
子供の自立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、情
ちよ あんてい はか げんご はったつ うなが とう ひとりひとり
緒の安定を図ったり、言語の発達を促したりする等、一人一人の
じょうきょう おう がくしゅう
状況に応じた学習をします。

できたことや、自分のよさを肯定的に認めることが難しい場合は、
こども じょうたいとう おう がくしゅうないよう あ じ ここうていかん
子供の状態等に応じた学習内容に合わせることで、自己肯定感を
たか しどう おこな
高める指導を行っています。

こ べつがくしゅう ちゅうしん ひつよう おう がくしゅう
個別学習が中心ですが、必要に応じてグループによる学習を
おこな
行うこともあります。

たと ねんせい
例えば、1年生では、「ききかためいじんになろう」というイラストを
しめ しせい ほじ れんしゅう み
示して、姿勢の保持について練習したり、「こえのものさし」を見なが
ぐ たいてきばめん おう こえ おお ちようせい まな
ら、具体的場面に^お応じた声の大きさの調整を^つ学んでいきます。

また、クールダウンの方法を^{まな}学び、^{がくしゅうちゅう}学習中、パニックになったとき
に、どのようにすれば、^お落ち着くことができるか^つということ^{れんしゅう}を練習しま
す。

このような^{がくしゅう}学習を^く繰り返し、^{かえ}身に付けたことを^み通常^つ学級^{つうじょうがっきゅう}での活
どう ばめん かつよう しどう
動の^し場面で活用できるように指導^しします。

つうじょうがっきゅう し えん う
Q13 通常学級では、どのような支援が受けられますか？



がくしゅうめん し えん ざ せき く ふう しゅうちゅうりよく たも
学習面での支援として、座席の工夫や、集中力を保ちな
がくしゅう はいりょとう おこな
から学習できるような配慮等を行っています。

がくしゅうじょう こんなん おう し どう く ふう
学習上の困難さに応じた指導の工夫をしながら、わかり
じゅぎょう おこな おんせいきょうざい かつよう し かくてきし
やすい授業を行ったり、音声教材を活用したり、視覚的支
えん き き こう かつてき かつよう し げき
援をしたりするためのICT機器を効果的に活用したり、刺激
へ きょうしつ かんきょう ととの どう じんてきかんきょう ふく
を減らした教室の環境を整えたりする等、人的環境も含め
きょうしつかんきょう せい び おこな
た教室環境の整備を行います。

せいかつめん し えん て じゅん やくわり し かくてきし えん
また、生活面での支援として、手順や役割の視覚的支援
とう し えん おこな
をする等の支援を行っています。

とくべつ し えんきょういく たい がっこうない たいせい
Q14 特別支援教育に対する学校内の体制はどのようになっていますか？



こうない いんかい せっち とくべつ し えんがっきゅう たんにん せんせい よう
校内委員会を設置し、特別支援学級の担任の先生だけでなく、養
ごきょう ゆ とくべつ し えんきょういく かん りしよく こうちよう きょうとう ふく
護教諭、特別支援教育コーディネーター、管理職(校長、教頭)も含
む、チームとして支援をします。校内委員会では、情報を共有したり、
し えんほうほう きょうぎ
支援方法を協議します。

とくべつ し えんがっこう せんせい こうし まね そうだん
その他にも、①特別支援学校の先生や、講師を招いて相談をして
ほ ごしゃ かた きょうぎ さくせい こべつ きょういく し えんけいかく し
います。②保護者の方と協議して作成した個別の教育支援計画、指
どうけいかく もと しどう おこな いりょう きかん りょういく しせつとう
導計画に基づいた指導を行っています。③医療機関、療育施設等
かんけい きかん れんけい かいぎ ひら し えんほうほう けんとう ば
の関係機関と連携して、ケース会議を開き、支援方法を検討する場
あい
合もあります。

こども はったつ そうだん たんにん かくこう はいち
子供の発達の中で相談したいことがあれば、担任や各校に配置
とくべつ し えんきょういく そうだん とくべつ し
している特別支援教育コーディネーターに相談してください。特別支
えんきょういく ふくし きかんとう かんけい きかん れんらく ちょうせい
援教育コーディネーターは、福祉機関等の関係機関との連絡・調整
おこな ほ ごしゃ そうだん う やくわり にな
を行ったり、保護者からの相談を受けたりする役割を担っています。

(3) 特別支援学校

特別支援学校とは、障害の程度が重度の子供を対象として特別支援教育に関する専門性の高い教育を行う学校です。

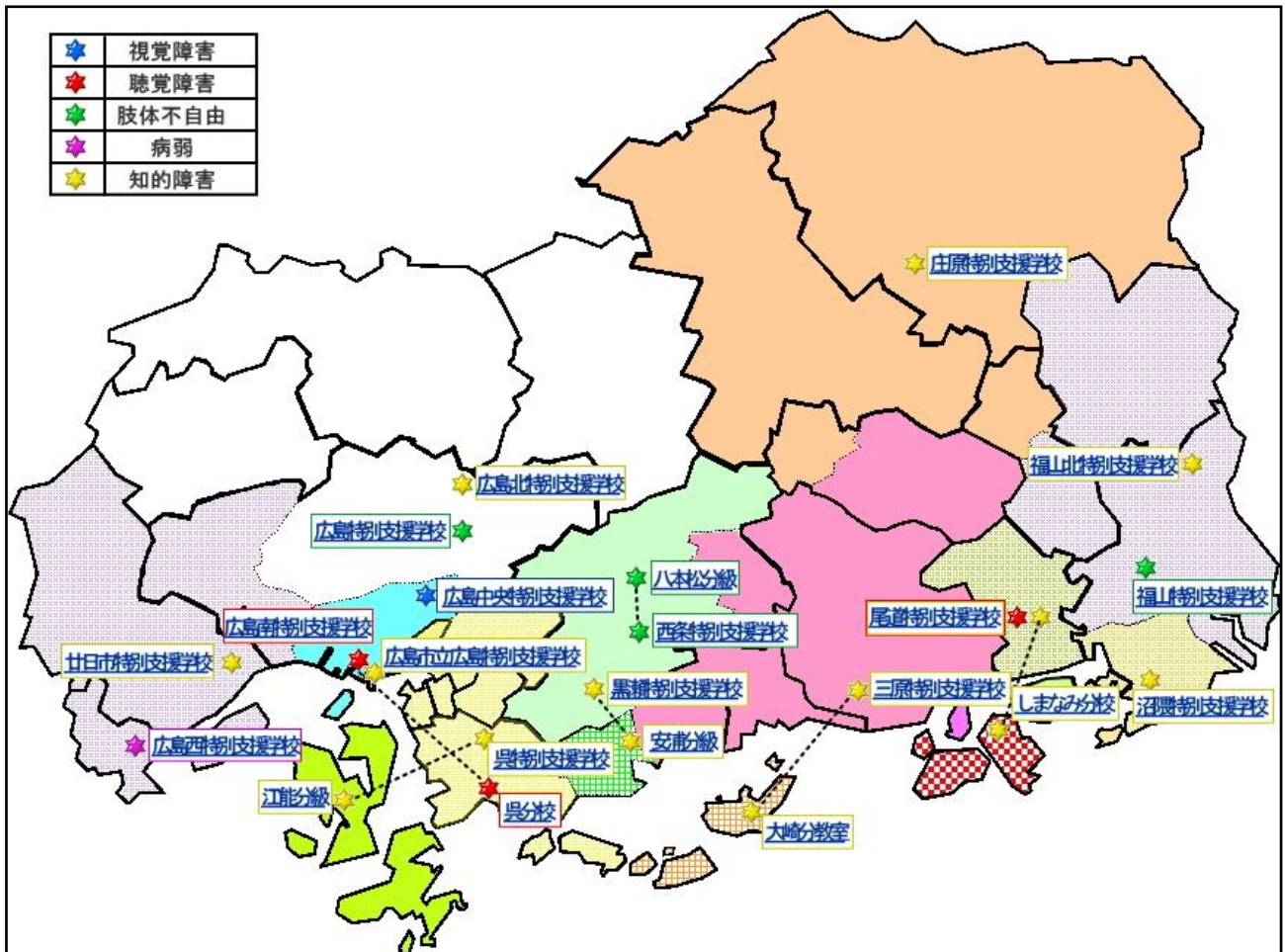
例えば、知的障害を有する子供に対しては、排泄や食事の自立等、身の自立を目指して学習が行われています。そのため、1日2時間程度の日常生活の指導を中心にしながら、一人一人の自立を目指しています。

幼稚園から高等学校に当たる年齢段階の教育を、特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

障害種別は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱があります。

尾道市の児童生徒は県内の特別支援学校にどこでも進学等ができるのではなく、障害種別や居住地によって、進学等ができる特別支援学校が決められています(35ページをご覧ください)。

けんない とくべつ し えんがっこういちらん
 県内の特別支援学校一覧



(しゅってん) ひろしまけんないとくべつ し えんがっこう しゅう
 【出典】広島県内特別支援学校リンク集

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/14map-challenge-index.html>

がっきゅう じ どうせい と すう しょうがくぶ ちゅうがくぶ めい こうとうぶ がっ
 1学級の見童生徒数は、小学部と中学部は6名まで、高等部は1学
 きゅう めい ちょうふくしょうがいがっきゅう めい しょうがい
 級8名までです。なお、重複障害学級は3名までです。そのため、障害の
 じょうたい こ おう ていねい し どう しょうがっこう ちゅうがっこうとう
 状態や個に応じた丁寧な指導を行うことができます。小学校・中学校等
 じゅん きょういく おこな しょうがい がくしゅうじょう せいかつじょう こんなん
 に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難
 かいぜん こくふく だんりよくてき きょういく か てい へんせい
 を改善・克服するために、弾力的な教育課程が編成できるようになって
 います。

そつぎょう ご しょくぎょうてき じりつ そくしん しょうがい じょうたいとう おう た
卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態等に応じた多
よう しょくぎょうきょういく しんろ しどう おこな しょうしょく しんがくとう さいだいげん
様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学等を最大限にサポートし
ています。

こうしゃ しんしょうしゃよう せっち
校舎には、エレベーター、身障者用トイレが設置されています。スクール
うんこう こども しょうがい じょうたい おう とりくみ おこな
バスも運行しており、子供の障害の状態に応じた取組が行われていま
す。

くわ しめ かくとくべつ し えんがっこう と あ
詳しくは、35ページに示している各特別支援学校へお問い合わせくだ
さい。

とくべつ し えんがっこう しゅうがく ば あい
Q15 特別支援学校に就学したい場合はどうすればいいですか？



おのみち し きょういく い いんかい しゅうがく そうだん らん
尾道市教育委員会「就学相談」(11ページをご覧ください)
う とくべつ し えんがっこう しんがく い し つた
い)を受けて、特別支援学校への進学の意味を伝えてくださ
い。あわせて、特別支援学校へ、園・所、学校を通じて申込
とくべつ し えんがっこう えん しょ がっこう つう もうし こ
み、特別支援学校の教育相談を受けて、特別支援学校への
しんがく い し つた
進学の意味を伝えてください。

とくべつ し えんがっこう だれ しんがく
Q16 特別支援学校へは誰でも進学ができますか？



とくべつ し えんがっこう しゅうがく てきせつ
特別支援学校への就学が適切かどうかは、39・40ペー
ジに示している学校教育法施行令第22条の3に規定する
しめ がっこうきょういくほう し こうれいだい じょう きてい
就学基準が判断基準の一つとなります。

しゅうがく きじゆん はんだん きじゆん ひと
また、主たる障害が自閉症の場合は、特別支援学校に進
がく
学することはできません。

Q17 就学基準に該当しているか判断するには？



39・40ページに示している学校教育法施行令第22条
の3に規定する就学基準に該当するかどうかを判断するた
めには、障害の状態を示す根拠資料等が必要となります。

例えば、発達検査を受け、子供の特性や障害の状態を確
認することや、障害者手帳等の社会資源の活用について相
談することで、根拠となる資料の準備を進めていきます。

その他にも、本人の日常の生活の状況の聞き取りや学校
見学の様子、障害の状態等を踏まえた上で、総合的に判断
していきます。

おのみち し ざいじゅう じ どうせい と しんがく か のう とくべつ し えんがっこう
尾道市在住の児童生徒が進学可能な特別支援学校

知的障害

○尾道特別支援学校(尾道市(旧因島市、旧瀬戸田町、浦崎町、百島町を除く)在住者)

尾道市栗原町1524

0848-22-5248 <http://www.onomichi-sd.hiroshima-c.ed.jp/>



○尾道特別支援学校しまなみ分校(因島・瀬戸田町在住者)

尾道市因島大浜町1517-1

0845-24-1822 <https://www.onomichishimanami-sh.hiroshima-c.ed.jp/>



○沼隈特別支援学校(浦崎町・百島町在住者)

福山市沼隈町736-3

084-988-0888 <https://www.numakuma-sh.hiroshima-c.ed.jp/>



肢体不自由

○福山特別支援学校

福山市津之郷町津之郷280-3

084-951-1513 <http://www.fukuyama-sh.hiroshima-c.ed.jp/>



聴覚障害

○尾道特別支援学校

尾道市栗原町1524

0848-22-5248 <http://www.onomichi-sd.hiroshima-c.ed.jp/>



視覚障害

○広島中央特別支援学校

広島市東区戸坂千足二丁目1-4

082-229-4134 <http://www.hiroshima-sb.hiroshima-c.ed.jp/>



病弱

○広島西特別支援学校

大竹市玖波四丁目6-10

0827-57-1000 <http://www.nishitokushien.hiroshima-c.ed.jp/>



5. 中学校卒業後の進路先について

Q18 特別支援学級に在籍する児童生徒は特別支援学校高等部に進学しなければならないのですか？



そのような決まりはありません。児童生徒が在籍する障害種別を問わず県内どの学校にも進学することができます。児童生徒の実態に応じた高等学校を選択しましょう。

ひろしまけんこうりつこうとうがっこうはいちず れいわ ねんど
 広島県公立高等学校配置図(令和2年度)



【出典】広島県内高等学校リンク集

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/l4map-koukoumap-index.html>

Q19 どのような進路先がありますか？



こども じったい ぜんにちせい がっこう しんがく ばあい
子供の実態によって、全日制の学校に進学する場合
つうしんせい ていじせい がっこう しんがく ばあいてう さまざま
や、通信制や定時制の学校に進学する場合等、様々です。

とくべつ しえんがっきゅう ざいせき しんろせんたく はば
特別支援学級に在籍していることで、進路選択の幅が
せば
狭まるということはありません。

しんろさきけってい しょうらい しゅうしょく しんがくとう
進路先決定は将来の就職、進学等につながって
しょうらい てんぼう も しんろせんたく
きます。将来の展望を持ちながら進路選択をしてくだ
さい。

これまでの尾道市内の特別支援学級に在籍した生徒の主な進路先一覧

ひろしまけんりつおのみちとくべつ し えんがっこう
広島県立尾道特別支援学校

ひろしまけんりつおのみちとくべつ し えんがっこう ぶんこう
広島県立尾道特別支援学校しまなみ分校

ひろしまけんりつふくやまとくべつ し えんがっこう
広島県立福山特別支援学校

ひろしまけんりつふくやまきたとくべつ し えんがっこう
広島県立福山北特別支援学校

ひろしまけんりつぬまくまとくべつ し えんがっこう
広島県立沼隈特別支援学校

ひろしまけんりつひろしまちゅうおうとくべつ し えんがっこう
広島県立広島中央特別支援学校

ひろしまけんりつせ と だ こうとうがっこう
広島県立瀬戸田高等学校

ひろしまけんりついのしまこうとうがっこう ぜんにちせい
広島県立因島高等学校(全日制)

ひろしまけんりついのしまこうとうがっこう ていじせい
広島県立因島高等学校(定時制)

ひろしまけんりつしょうなんこうとうがっこう
広島県立沼南高等学校

ひろしまけんりつ み はらこうとうがっこう ていじせい
広島県立三原高等学校(定時制)

おのみちみなみこうとうがっこう
尾道南高等学校(定時制)

じよすいかんこうとうがっこう
如水館高等学校

おのみちこうとうがっこう
尾道高等学校

き び こうげんがくえんこうとうがっこう
吉備高原学園高等学校

あいおいがくいんこうとうがっこう
相生学院高等学校

じ どうせい と しょうらいてき じ
児童生徒の将来的な自
りつ お じったい あ
立に向け、実態に合った
しん ろ さき じゅうぶん
進路先となるよう十分
けんとう うえ しん ろ せん
に検討した上で、進路選
たく おこな
択を行ってください。

6. しりょうしゅうがくきじゅん資料就学基準について

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の程度一覧

障害種別	特別支援学校	特別支援学級	通級
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ・知的発達の遅滞が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のももの 	
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の状態が、補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ・肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のももの 	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のももの
病弱	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規則を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・病弱又は身体虚弱の状態の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

障害種別	特別支援学校	特別支援学級	通級
言語障害		<ul style="list-style-type: none"> 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの 	<ul style="list-style-type: none"> 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症・情緒障害		<ul style="list-style-type: none"> 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも 	<ul style="list-style-type: none"> (自閉症) 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも (情緒障害) 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
学習障害(LD)			<ul style="list-style-type: none"> 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害(ADHD)			<ul style="list-style-type: none"> 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

※特別支援学級は、学校教育法施行令第22条の3、特別支援学級及び通級指導教室については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号)から抜粋

7. 資料個別の教育支援計画、指導計画の様式について

様式1

個別の教育支援計画

作成日 年 月 日 作成者氏名()

ふりがな		性別	生年月日
児童生徒氏名			年 月 日
住所	〒		
連絡先	連絡先電話番号	緊急連絡先電話番号(携帯, 職場等)	
障害・疾病にかかる診断名		手帳の有無, 種類, 判定等	
検査の結果等			
連携機関	内容	連携機関	連携内容(放課後デイ, ショートステイ利用, ケース会議実施, 日常の声かけ等)
	A 家庭生活		
	B 余暇 / 地域生活		
	C 医療・健康		
	D その他		

学年・組等	学校等名【例 尾道市立〇〇学校 さくら学級(自閉症情緒障害特別支援学級)】	担任(担当)
就学前		
小学校	第1学年 組	
	第2学年 組	
	第3学年 組	
	第4学年 組	
	第5学年 組	
	第6学年 組	
中学校	第1学年 組	
	第2学年 組	
	第3学年 組	

様式1

		現在	将来(進路, 将来の生活, やりたいことなど)	
本人の願い				
保護者の願い				
		学習面	生活面	その他
児童生徒の実態				
長期目標				
合理的配慮 支援	支援者			
	内容			

	実施日	所属, 参加者名等	内容
教育相談, ケース会議等の記録	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

以上の内容を個別の教育支援計画の作成及び個別の指導計画の取組に使用し、(その他児童生徒の様子が分かる資料を含む)を福祉・教育機関等との引き継ぎ資料として使用することに同意します。

年 月 日

児童生徒名()保護者氏名()

様式2

年度 学期 個別指導計画(特別支援学級 小学校用)

作成日 年 月 日 作成者氏名()

ふりがな		学年・組・番	年 組 番
児童氏名			
学校等名	例 尾道市立〇〇学校 さくら学級(自閉症・情緒障害特別支援学級)		

	領域/教科のねらい	指導内容・手立て	評価・まとめ
国語			
社会			
算数			
理科			
生活			
音楽			
図画工作			
家庭			
体育			
外国語			
外国語活動			
特別の教科 道徳			
総合的な学習 の時間			
特別活動			
日常生活の 指導			
遊びの時間			
生活単元学習			
自立活動			

※作成に際しては、個々の実態(障害特性、生活歴等も含む)を踏まえ、合理的配慮の観点から、具体的な手立てを検討して記入する。

※行っていない領域・教科については、枠を削除してください。

様式3

年度 学期 個別指導計画(特別支援学級 中学校用)

作成日 年 月 日 作成者氏名()

ふりがな		学年・組・番	年 組 番
生徒氏名			
学校等名	例 尾道市立〇〇学校 さくら学級(自閉症・情緒障害特別支援学級)		

	領域／教科のねらい	指導内容・手立て	評価・まとめ
国語			
社会			
数学			
理科			
音楽			
美術			
保健体育			
技術・家庭 職業・家庭			
外国語			
特別の教科 道徳			
総合的な学習 の時間			
特別活動			
日常生活の 指導			
生活単元学習			
作業学習			
自立活動			

※作成に際しては、個々の実態(障害特性、生活歴等も含む)。を踏まえ、合理的配慮の観点から、具体的な手立てを検討して記入する。

※行っていない領域・教科については、枠を削除してください。

様式4

年度 個別の指導計画(小・中学校 通常学級)

作成日 年 月 日 作成者氏名()

ふりがな		学年・組・番	年 組 番
児童生徒氏名			
学校等名		担任(担当)	

1 児童生徒の実態(プロフィールシート, 懇談等をもとに記入)

障害・疾病にかかる 診断名		手帳の有無, 種類, 判定等	
	児童生徒の実態(課題)	背景要因(児童生徒が示す行動根拠)	
学習面	国語		
	算数・数学		
	その他		
生活面	衝動性・不注意		
	片付け		
	その他		

2 本人・保護者の願い(プロフィールシート, 懇談等をもとに記入)

	現在	将来(進路, 将来の生活, やりたいことなど)
本人の願い		
保護者の願い		

3 児童生徒に付けたい力(年間目標)

学習面	
生活面	
その他	

4 支援方法(具体的な支援内容と支援者を記入。連携では, 関係機関との連携による支援内容を記入)

	支援内容(連携は, ケース会議, 月1回SC利用等を記入)	支援者(担任, 教科担, 家庭, 機関名等)
学習面		
生活面		
その他		
他機関との連携		

5 評価(年度末評価)【評価日 年 月 日】

学習面	
生活面	
その他	

※作成に際しては, 個々の実態(障害特性, 生活歴等も含む)を踏まえ, 合理的配慮の観点から, 具体的な手立てを検討して記入する。

8. 参考資料(学校関係者向け)

※教育課程と進学先について

児童生徒の進学先を考える場合、どの教育課程を選択しているかが、非常に重要です。特に、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒は当該学年の教育課程を選択しているため、自分の学年相当の学習ができると判断されます。

進学先については、児童生徒の実態把握を行い、児童生徒の持てる力を十分に発揮できる環境を熟考した上で、進路選択をしてください。

(1) 自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程

就学基準	①自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ②主として心理的な要因による選択的かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも			
教育課程	小学校・中学校の学習指導要領に準じた特別の教育課程			
学校	小学校			中学校
各教科	1・2年生	3・4年生	5・6年生	1・2・3年生
	国語	国語	国語	国語
	算数	算数	算数	数学
	生活	社会	社会	社会
	音楽	理科	理科	理科
	図画工作	音楽	音楽	音楽
	体育	図画工作	図画工作	美術
	道徳	体育(保健)	家庭	技術・家庭
領域等		道徳	体育(保健)	保健体育
		外国語活動	外国語	外国語
			道徳	道徳
		総合的な学習の時間		総合的な学習の時間
	特別活動		特別活動	
	自立活動		自立活動	

ち てきしょうがいとくべつ し えんがっきゅう きょういく か てい

(2) 知的障害特別支援学級の教育課程

就学基準	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも			
教育課程	知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容を参考にした特別の教育課程			
学校	小学校			中学校
各教科	1・2年生	3・4年生	5・6年生	1・2・3年生
	生活	生活	生活	国語
	国語	国語	国語	数学
	算数	算数	算数	社会
	音楽	音楽	音楽	理科
	図画工作	図画工作	図画工作	音楽
	体育	体育	体育	美術
	道徳	道徳	道徳	職業・家庭
	(外国語活動) ※必要に応じて設けることができる			保健体育
				道徳
総合的な学習の時間			(外国語) ※実態等を考慮して設けることができる	
領域等	(外国語活動) ※必要に応じて設けることができる			
	総合的な学習の時間			総合的な学習の時間
	特別活動			特別活動
自立活動			自立活動	

(3) 自立活動の流れ図

じったいはあく ぐたいてき しどうないよう せってい なが れい
 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	
事例の概要	

実態把握

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階

※各項目の末尾に()を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ)。

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

※各項目の末尾に()を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ)。

指導すべき課題の整理

③ ①をもとに②-1, ②-2, ②-3で整理した情報から課題を抽出する段階

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として	
-----------------------------	--

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

↓

項目間の関連付け

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...
-------------------------	---	---	---	-----

【出典】文部科学省(平成30年3月):『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編』

9. 就学に関するよくある質問Q&A

	質問	回答	詳細
教育相談に関すること	教育相談の時に、話をするポイントはありますか。	教育相談をする前に、大切なポイントは、まずご家族のみなさんで相談することです。 子供のどういった点に困っているか、子供にどんな力をつけてほしいか、就学を進める上での質問したいことは何か等をピックアップしておくことで、保護者の方の思いがより伝わる教育相談になると思います。 一番大切なことは一人で悩まないことです。積極的に相談をしてください。	7ページ
	学校を見学したいのですが、見学の申し込みは必要ですか。	見学を希望する場合は、保護者の方が見学希望の学校へ個別に直接連絡をしてください。 療育施設に通っている場合は、療育施設の職員の方に「学校見学がしたいです。」と相談してください。園・所長から、見学先希望の校長に連携を取り、見学の日時を調整します。	18ページ
	『学校へ行こう週間』の周知はいつ頃か。申し込みは必要ですか。	例年「学校へ行こう週間」は、11月の月上旬にあります。周知は、10月中旬に広報おのみちや、市のホームページ等に掲載する予定です。特別な申し込み等は必要ありません。気軽にご参加ください。	
	学校に入った後、困った時の相談はどうすればよいですか。	学校に入学後、困ったことがあった場合は、担任の先生や特別支援教育コーディネーター、管理職(校長、教頭)に相談をしてください。	29ページ
	特別支援学級・特別支援学校は、どのような基準で選んだらいいですか。	知的障害の状態が重度であり、身の自立ができていないかどうかの一つの目安になると考えます。そして、子供の状態をもとに、学校見学をして様子を把握すること、専門家や専門機関に相談すること、療育手帳や障害者手帳の有無等、総合的かつ客観的に子供の様子を理解していくことが大切です。 また、特別支援学校を選択する場合は、学校教育法施行令第22条の3に規定する就学基準に該当するかどうかとも判断基準の一つになります。	39・40ページ
	排泄の自立がまだ不完全であるときに、対応してもらえますか。	排泄の自立が不完全である場合でも、小・中学校での対応が可能です。担任や特別支援教育支援員等が支援します。 子供の様子で心配な点があれば、園・所、学校を通して相談をしてください。	7ページ

<p>いつまでに就学先を決めるのがいいですか。</p>	<p>年に3回程度、教育支援委員会が行われます。そこで審議をされた内容を基に、教育委員会が保護者に就学先を通知します。</p> <p>また、特別支援学校の就学については県教育委員会との協議が必要となるため、遅くとも10月上旬までに、園・所、学校を通して、教育相談の申込みを進めてください。</p>	<p>5・6、14ページ、32ページ</p>
<p>特別支援学級の学校選択制度について知りたい。</p>	<p>令和2年度から特別支援学級入級予定者について、一定の条件のもと、学校選択制度を利用できるよう制度の見直しを行いました。</p> <p>この制度を利用しない場合は、住所地による指定学校への就学となります。</p> <p>特別支援学級の学校選択制度を利用できる条件は次の3点です。</p> <p>①希望する学校に、次年度に特別支援学級が設置される見込みがあること</p> <p>②該当する特別支援学級が学級増にならない範囲で受け入れが可能であること</p> <p>③教育支援委員会で「特別支援学級が適である」との意見書が出ていること</p> <p>ただし、この学校選択制度により指定学校以外の特別支援学級に入学した場合、入学後、通常学級へ転級となった場合、学校選択制の権利は消滅するため、原則、指定学校の通常学級への転校となります。</p> <p>学校選択制度を利用して指定学校以外の特別支援学級への入学をお考えの場合は、将来を見据えて、ご判断ください。</p> <p>尾道市教育委員会「就学相談」の際にも個別に説明をいたしますので、ご希望がある場合はお申し出ください。</p>	
<p>特別支援学級の学習内容はどのような内容ですか。通常学級より学習が遅れないか心配です。</p>	<p>特別支援学級は子供の実態を踏まえて、当該学年の教育課程を編成する場合と、下学年の教育課程や特別支援学校の指導要領を参考にした特別な教育課程を編成する場合があります。</p> <p>当該学年の教育課程を編成する場合は、通常学級と同様の教育課程であるため、学習の進度に大きな差はありません。</p> <p>下学年の教育課程や特別支援学校の指導要領を参考にした特別な教育課程を編成した場合は、子供の学習のペースに合わせた教育課程となります。通常学級と同じ進度で学習することを目的とせず、着実にできることを増やしていくことを目指して教育活動をすすめていきます。</p>	<p>21～25ページ</p>

特別支援学級・特別支援学校に関すること

<p>特別支援学級の先生は何か資格を持っていますか。</p>	<p>特別支援学級の先生は、小学校もしくは中学校の教育職員免許状を必ず取得しています。また、その中には特別支援学校の教育職員免許状を取得している先生もいます。</p>	
<p>特別支援学級と通常学級の交流はありますか。</p>	<p>特別支援学級と通常学級の交流はしています。障害のある子供と障害のない子供が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる等、大きな意義を有するものです。</p>	<p>23ページ</p>
<p>将来的に各学校に、特別支援学級・通級指導教室はできますか。</p>	<p>特別支援学級は、必要に応じて設置されます。子供の就学先に特別支援学級がない場合は、特別支援学級が新設されることとなります。通級指導教室は、各学校に設置する予定はありません。就学先がない場合は、他校の通級指導教室を利用することとなります。</p>	<p>19・20ページ 26ページ</p>
<p>特別支援学級はどんな学級ですか。</p>	<p>特別支援学級は、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子供一人一人に応じた教育を行う学級のことです。支援の具体的な様子は本ハンドブックでも紹介していますが、見学をすることで、よりご理解が深まると思います。</p>	<p>21～25ページ</p>
<p>特別支援教育支援員は、どのように配置されますか。</p>	<p>重度の身体障害等がある場合や学級の人数等によって配置を検討していきます。特別支援教育支援員の人数に限りがあることや、特別支援学級在籍者が年々増えていることもあり、希望する全員に特別支援教育支援員が配置できないことがあります。</p>	

◆参考となるホームページや資料について

広島県教育委員会(特別支援教育)ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/tokubetsu.html>



広島県教育委員会『特別支援教育ハンドブックNo.1 令和3年改訂版』

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/432267.pdf>



リーフレット『尾道の特別支援教育～子供達一人一人が輝くために～』

<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/63/29067.html>



◆相談先

尾道市教育委員会 教育指導課 確かな学力育成係 特別支援教育担当 TEL:0848-20-7455

住所:尾道市久保二丁目21番12号